

事業の概要

1. 事業の目的

戸建て木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、耐震診断により地震に対する安全性の評価を行った結果、耐震性を示す数値である上部構造評点が1.0未滿であった住宅を、現行の耐震基準を満たす住宅へ建替えるための工事を行う方に対して、その費用の一部を補助します。

2. 補助の対象者

- ◆本市の住民基本台帳に記録されている者（本市に住民票がある者）又はその予定がある者
- ◆市税を滞納していないこと
- ◆戸建て木造住宅所有者（店舗等の用途を兼ねる場合は、住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものに限る）

3. 補助の対象となる住宅

次の全てに該当するもの（※これらの他に各事業の個別の要件もあります。）

- ◆ 山鹿市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの
- ◆ 在来軸組工法、枠組壁工法または伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの
- ◆ 平成12年5月31日以前に着工したもの
- ◆ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未滿のもの
- ◆ 過去にこの制度又はその他の補助金の交付を受けて耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事、耐震シェルター工事を行っていないもの

4. 補助金の種類

- ◆ 耐震改修設計費補助
- ◆ 耐震改修工事費補助
- ◆ 建替え工事費補助
- ◆ 耐震シェルター工事費補助
- ◆ 耐震改修設計及び耐震改修工事の一括補助

5. 申請書提出場所：山鹿市役所都市整備課（市役所2階）

補助事業の対象となる経費や補助率など詳しくは次ページ以降を参照してください。

建 替 え 工 事 補助制度利用について

対象となる建替え工事（経費）

補助対象となる建替え工事は、一般診断又は精密診断法による耐震診断により地震に対する安全性の評価を行った結果、上部構造評点が1.0未満の住宅を現行基準を満たす住宅へ建替えるための工事です。また、建替え工事のための工事監理も補助対象となります。

ただし、被災者生活再建支援金の支給対象若しくは受給された方は対象外となります。

補助率及び補助金の額

- (A) 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は高齢者等が居住するもの
補助率 : 耐震改修工事に要する費用の10分の9以内
補助金の額 : 耐震改修工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は157万5千円のいずれか低い額（千円未満は切り捨て）
- (B) 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工したもの
補助率 : 耐震改修工事に要する費用の60分の53以内
補助金の額 : 耐震改修工事に要する費用に補助率を乗じて得た額又は132万5千円のいずれか低い額（千円未満は切り捨て）

※「高齢者等」は、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 年齢65歳以上の者

イ 市町村民税非課税世帯

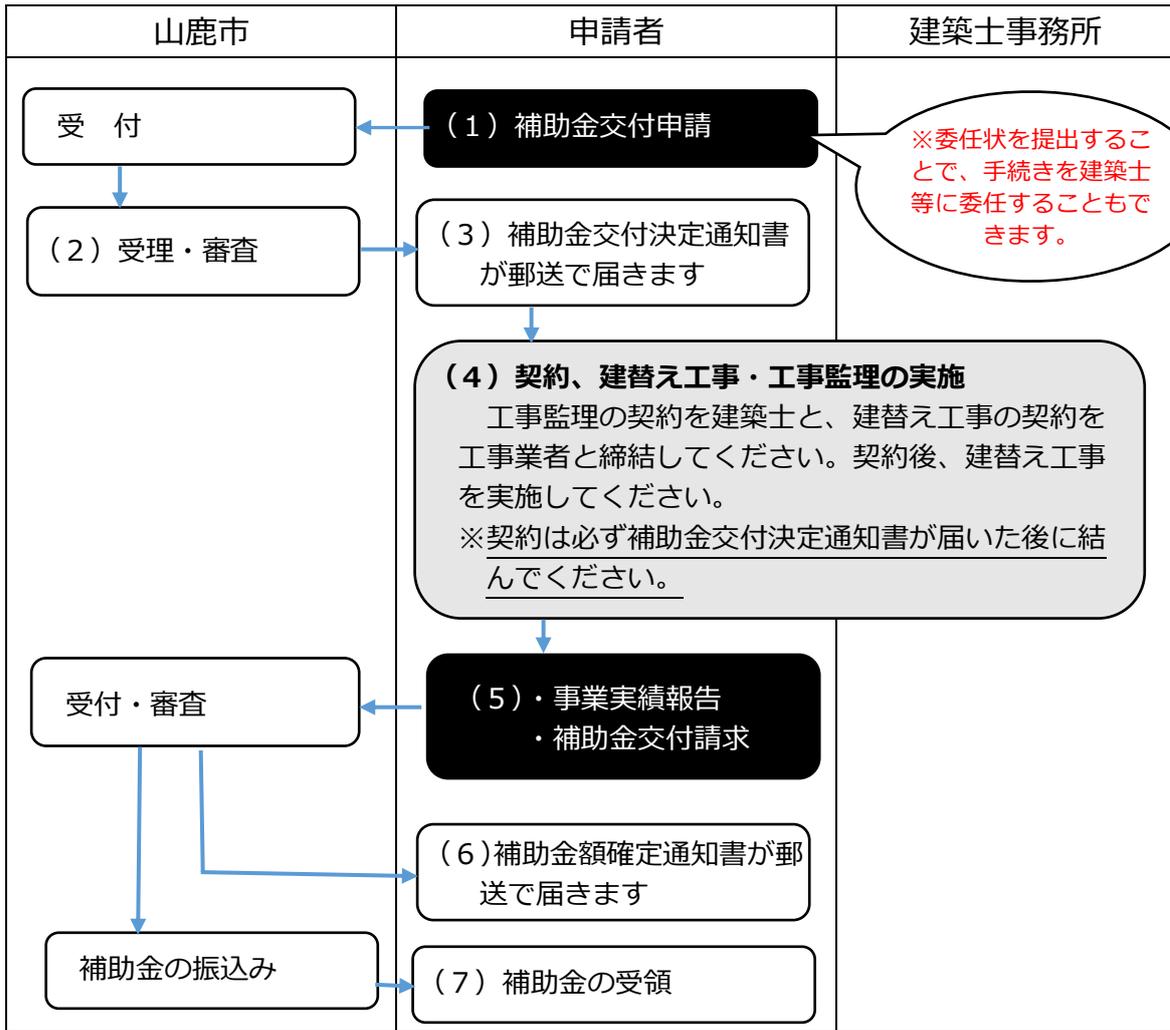
ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者

エ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付を受けている者

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

カ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者

補助事業の流れ



事業の実施

(1) 補助金交付申請

最初に行う申請です。

申請者

次の書類を用意し、提出してください。
申請書類の作成が困難なものは、建築士へ作成を依頼してください。



◆補助金交付申請書類

確認欄	提出書類	入手先
	① 補助金交付申請書（様式第1号）	（建築士へ依頼）
	② ・事業実施計画書（建替え工事）（様式第2号） ・位置図（住宅地図など）	（建築士へ依頼）
	③ 工程表	建築士へ依頼
	④ 申請者の住民票の写し	
	⑤ 補助対象経費が確認できる書類（見積書の写し等）	建築士へ依頼
	⑥ ・耐震診断を行った耐震診断士の資格がわかる書類（建築士免許証及び耐震診断講習会受講修了証）の写し（県の耐震診断士派遣事業で診断を行った場合を除く） ・工事監理を行う建築士の建築士免許証の写し	建築士へ依頼
	⑦ 住宅の所有者がわかる書類の写し （登記事項証明書又は固定資産課税証明書）	
	⑧ 市税滞納有無調査承諾書 ※ 市税の滞納が無いことの証明書	
	⑨ 補助事業の実施に係る承諾書（様式第3号） ※ 共有者がいる場合に提出	
	⑩ 建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの （平成12年5月31日以前に着工した住宅）	
	⑪ 現況写真（外観写真2方向以上）	建築士へ依頼
	⑫ 現況の各階平面図	建築士へ依頼
	⑬ 建替えの設計図書 ・平面図、詳細図 等	建築士へ依頼
	⑭ 写真及び現況の耐震診断結果報告書	建築士へ依頼
	⑮ 委任状 ※ 手続きを建築士等に委任する場合に提出	建築士へ依頼
	⑯ その他市長が必要と認める書類 （一次エネルギー計算、外皮性能計算シート、熱貫流率の分かるカタログ等）	

(2) 受理・審査

補助金交付申請書の提出後、市は申請された住宅が補助対象となるかを、申請書類により審査を行います。

(3) 補助金交付決定通知書が郵送で届きます

補助金交付申請書の審査結果に基づき、**補助金交付決定通知書**を郵送します。
補助金交付決定通知書が届いたら、建替え工事及び工事監理の契約を結んでください。

★補助金交付決定通知書の日付より前に契約を結ぶと、補助を受けることができなくなります。必ず決定通知書の日付以降に契約を結んでください。

(4) 契約、建替え工事・工事監理の実施

補助金交付決定通知書が届いたら、建替えの契約を締結し、工事を実施してください。

(5) 事業実績報告・補助金交付請求

最後に行う手続きです。

申請者

次の書類を用意し、提出してください。
申請書類の作成が困難なものは、建築士へ作成を依頼してください。



※ 委任状の提出により、申請者に代わって建築士等が書類を提出することができます。

◆ 事業実績報告、補助金交付請求書類

確認欄	提出書類	入手先
	① 事業実績報告書（様式第6号）	（建築士へ依頼）
	② 工事監理報告書の写し	建築士へ依頼
	③ 工事写真（着工前、竣工後及び筋交い等の施工状況）	建築士へ依頼
	④ 補助金交付請求書（通帳のコピー）	（建築士へ依頼）
	⑤ その他市長が必要と認める書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書の写し ・ 領収書の写し ・ 申請者から施工業者へ振込の確認ができる書類（通帳等） ・ 建築確認が必要な地域は、 確認済証、検査済証、完了検査済証 ・ 実施工程表 ・ 使用した耐震金具のカタログ ・ 省エネ計算で使用した材料の写真 （断熱材、開口部、ソーラーパネル、エアコン、屋外機、 エコキュート等） ・ 出荷証明書 	（建築士へ依頼）

（6） 補助金額確定通知書が郵送で届きます

事業実績報告書類①～⑤の提出後、市が内容を確認し、補助金額確定通知書を郵送します。

（7） 補助金の受領

補助金の振込みまでには、補助金交付請求書の提出後、1か月ほどかかります。その後、通帳を確認し、補助金が振込まれていたら、本事業は完了となります。